

第3回花巻市保育所民営化事業者選定委員会会議録

- 1 開催日時
平成28年7月11日（月） 午前9時30分～午後0時15分
- 2 開催場所
花巻市花城町1-47 生涯学園都市会館3階 第2・第3中ホール
- 3 出席者
 - (1) 委員 7名
委員長 中村 良則
委員 藤原 直樹、千葉 麻美、西尾 由香利、佐藤 正昭、
木村 武司、高橋 貞臣
 - (2) 事務局(教育部こども課) 4名
こども課長、課長補佐(藤本)、課長補佐(八重樫)、就学養育係長
- 4 議題
 - (1) 報告事項
 - ①花巻市立保育園移管申込受付状況について
 - (2) 協議事項
 - ①移管先法人候補者選定にかかる申込書の評価について
 - ・
- 5 議事録

開 会

(事務局) 皆様、おはようございます。

ただいまから第3回花巻市保育所民営化事業者選定委員会を開会いたします。

第1回、第2回に引き続きまして本日の進行を務めさせていただきます花巻市教育委員会教育部こども課の八重樫 祐加です。よろしくお願いいたします。

本日は西尾委員様から遅れて来ると連絡をいただいております。

開会に当たりまして、本日の委員会は、委員9名中7名の方のご出席をいただいておりますので花巻市立保育所民営化事業者選定委員会設定要綱第6条第2項に定めております、委

員の半数以上のご出席という要件を満たしておりますことをご報告いたします。

また、本日の選定委員会は応募法人の書類審査となりますことから、皆様のご意向を伺わせていただきますけれど、審査については応募法人の経営状況等、公開に適さない内容も含まれますことから選定委員会設定要綱第6条第5項の規定により、非公開による審査とさせていただきますと思いますが如何でしょうか。

(委員から異議なし)

(事務局) では異議がないようですので非公開ということで進めさせていただきます。

2 あいさつ

(事務局) それでは開会いたします。

初めに、花巻市立保育所民営化事業者選定委員会、中村良則委員長よりご挨拶をお願いいたします。

(委員長) 皆様おはようございます。本日は審査ということで第1回、第2回選定委員会において事業者募集要綱、選定基準を策定し、6月17日に公募を開始、7月7日まで受け付けを行ったところであります。応募状況は後ほど事務局より報告がありますが、本日は応募のあった事業者について書類審査により選定作業を進めることとなります。これが、本日の委員会の仕事になります。花巻市において公立園の民営化について先駆けとなるものから。積極的なご発言をお願いします。

書類審査となるのですが、財務状況に関して税理士の畠山先生が欠席、運営方針に関して大塚先生が欠席ということで、それぞれの専門家がいらっしゃらない状況です。本当であれば専門的な意見を伺ったうえで各園について各委員の率直な判断を記入していただきたいのですが、実際にはできません。ですから、財務的な側面、運営的な側面については基本的には印象論でしかできないということです。そのうえで園の運営等については、我々なりに見ても数字をクリアしている、好ましい、これは問題ではないかといった点があるのではないかと思います。申請書を改めてよく見ると、我々なりに保護者の視点、地域の視点それから常識的、社会的な視点で、それぞれの立場でつけられる限りの点数をつけるということで進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局) 中村委員長ありがとうございました。

本日出席しております市の職員ですが、第2回選定委員会の出席時と同じですので紹介のほうは省略させていただきます。

2 報告

(事務局) 次第にそって進めさせていただきます。続きまして本日の委員会でございますが、選定委員会設定要綱第5条第2項の規定によりまして進行を中村委員長にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、審査会の日程ですが、評価表の記入を含めて、1法人につき概ね30分程度と考えております。すべての終了予定時刻は休憩を途中はさみながらお昼頃には終了と考えております。長い時間になりますが、よろしくご審査をお願いいたします。

また、事前にお配りしております資料ですけれども選定委員会終了後に一度回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは審査に入らせていただきます。進行は中村委員長お願いいたします

(委員長) それでは書類審査に入ります。審査を始めるに当たり、事務局より応募状況及び選定方法等について説明をお願いいたします。

(こども課長) おはようございます。こども課長の高橋でございます。私のほうから今回の公立園の民営化に関しましての事業者の申し込み状況についてご報告をさせていただきますと思います。

皆様のお手元のほうにはそれぞれ応募がありました法人からの申し込み書類ということで一式かなり厚い書類ということになりましたがお渡ししております。今回の公募に関しましては、先程、委員長さんからお話ありましたように先月6月17日から7月7日という中で応募を行いました。

その結果ですが今回公募いたしました3園でございます。

まず1つ目、日居城野保育園につきましては社会福祉法人松園福祉会から1法人応募があったところです。それから南城保育園につきましては、社会福祉法人ちひろ会、それから学校法人豊水久田野学園の2法人から申し込みがあったところです。そして湯本保育園につきましては、学校法人湯本学園から1法人の応募があったという状況になってございます。応募状況につきましては以上でございます。

続きまして今回の選考につきまして若干ご説明させていただきます。まず1つ選定に当たりまして、どういうルール化というのを定めるかということで、事前にお配りしてございます花巻市立保育所移管先法人候補者選定要領(案)という1枚両面のものをお渡ししております。お手元にありますか。

(一同 確認)

これにつきまして従前からご説明しているのも含めまして、改めて今回の選定に至る方法を整理したものになります。特に第1～第4の部分なのですが、ここにつきましてはすでに進めている部分になります。

第4の審査の方法につきましては、お示しを致しました各審査項目で提出された申請書類の内容審査、それから15日に予定しております各法人からの聴き取りによる審査とい

うことで各審査委員さんのほうから5段階評価によりまして各項目1点～5点までの評価点をつけていただくと、そしてその評価点に各項目にあらかじめ定める掛け率をかけ審査点を算定するものとしてございます。

なお、評価表の策定にあたりましてはそれぞれ専門分野の委員さんをお願いしてございますので、そういった分野の審査委員の意見を聞きながら進めていくということで付記してございます。

第5選定の方法でございます。ここを改めて文章化したものでご了解いただきたいと思っております。

今申しあげました第4の審査結果です。審査点をつけて合計点を出すという形になるのですが各審査員さんの審査点を合計した総合計が出ます。その最も多い申請者、法人を移管先法人候補者として選定をする方法をとるということですが、ただ点数につきまして、やはり最低ラインは必要ではないかというお話が前回の選定委員会でありました。その選定ラインをどこにするかということで、総合計の満点のうちの2分の1であります。半分に満たない場合は移管先法人候補者としては選定をしない。これについては例えば1園につき1法人の申し込みがあったといたしましても今申しあげた評価をつけた点数が総合計満点の半分に満たなければ、それは選定をしないということに定めてようと考えているところであります。

それから審査点の総合計ですが、例えば複数の法人が1園に対して申し込みがあったという場合に、それぞれの総合計が同点であったという場合が想定されます。その場合は書類審査評価表の大項目2及び3、2というのは大項目の引き継ぎ保育という項目です。3は運営を行おうとする移管後の保育所の運営についての中身になります。この2つの項目におきます各審査員の審査点の合計が最も多い点数が申請者移管先法人の候補者といたします。

3点目ですが今申しあげた、2及び3の合計点でも、なお同点であった場合、同点のうち大項目の3移管後の保育方針の分野ですが、保育方針の項目におきます審査点の合計の最も多い申請者、これを移管先法人候補者としていたいということになります。

4点目ですが、第3項目のみの比較の中でも、やはり同点であった場合、聴き取り審査の審査点の合計が最も多い申請者が移管先法人の候補者といたします。同点の時の場合、今申しあげた3段階の選考方法と言いますか同点の場合の選考方法をこういうルール化をしようと考えてございます。

その次、第6評価表につきましては、あらかじめ公表するものとするのですが、公表につきましては6月16日に公募に当たりましての公募説明会を対象法人に集まっていたいただき開いてございます。その時にすでに審査基準につきまして公表はさせていただいております。

(西尾委員遅刻出席 着席)

次に第7、審査の公開ということになります。審査は聴き取りによる審査の部分につきましては公開で行うということを考えてございます。

第8です。選定結果等の公表につきましては、申請がありました法人全員に通知を致しまして、選定理由を公表することといたしてございます。ただし、公にした場合に申請法人の権利、その他正当な利益を害する恐れのある事項につきましては公表しないということしたいと考えてございます。

第9、庶務に関しては本選定に関する庶務は教育委員会教育部こども課で処理をすることで定めてございます。

いま簡単に申し上げましたがこういう中身で選定のほうを、ルール化を含めまして定めたいと思っております。

選定要領につきましては、選定委員会のほうで定めるという形をとりたいと思っておりますが、只今申し上げた内容で各委員さんのご同意をいただけるか確認をさせていただきたいと思っております。如何でしょうか。

(委員 同意)

(こども課長) はい、ありがとうございます。

只今申し上げました花巻市立保育所移管先法人候補者の選定要領につきましてはこの形で進めたいと思っております。

その次に、選定審査の説明に入らせていただきます。

今回の選定方法ですが、従前、お話しております評価表というものを使いながらお願いしたいと思います。

本日、封筒に入れてあります評価表をご覧いただきたいと思っております。色刷りの4種類ございます。色刷りは法人別に色分けをしています。

評価表の項目の中で黒く色塗りされている部分があると思っておりますが、審査表から機械的に評価ができる部分ということで、あらかじめ事務局のほうで点数化した部分というふうになります。書類審査につきましては39項目ありますが、そのうち只今申し上げました事務局でデジタル化したものは16項目ということになります。残りの23項目につきましては、それぞれ評価をお願いしたいというふうに考えてございます。

その評価の判断のために、本来は事前に今日などは専門の先生にご意見を伺う予定でしたが、急遽どちらの委員さんも都合が悪くなったということで欠席となってございます。経営状況等につきましては、15日、次回の審査会の冒頭でその部分のお話をいただきたいと思っておりますし、その部分は保育方針についても同じですが、専門家から見た書類の中身の感想をお話いただきたいなと思っておりますので、それを参考にしていただきながら最終的には15日に評価表、書類審査の分を完成させていければと思います。

本日はこのお集まりの委員さんの中でそれぞれご覧になられた感想をお話いただきながら、仮になるかもしれませんが、評価点をお付けいただければよろしいかと思います。そして次回の時に、少し間がありますので、改めて見直すという時には次回の冒頭で修正をいた

だくという形もよろしいかと思えます。今日は深い話までいけないかもしれませんがよろしく願います。

それでは、この項目の部分で39項目ありますが、どれを重点的に見ればいいのかというのがあると思えます。私どもは重要な部分については、掛け率で配分を致してございます。掛け率1点から3点としていますが、優先される中身としては掛け率が高い3点をかけている項目が評価とすれば、注目する部分と思えます。少し注意をいただきながら評価をいただきたいと思えます。

最後に審査に当たりましての除外の関係になります。設置要綱第9条に除外の項目を設けております。読み上げますと、除外、第9条 委員は次の案件について、その議事に参与することができない。ただし、選定委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができるとしております。

2つの案件がございまして。「自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が役員又は職員として在籍する事業者の案件」、それから二つ目として「その他委員に直接利害関係を有する事業者の案件」、この2つの案件につきましては、議事、評価に参加することができない形になってございまして。

私どもで委員の関係先までは確認することができないこととあります。ここにつきましては自己申告ということをお願いしたいと思うのですが、只今申し上げましたこの2つの項目に該当する、いわゆる今回応募された法人で該当される方がいるかというのを確認したいと思えます。

(高橋委員) 私の家内が湯本学園の監事をしております。

(こども課長) 只今、高橋委員さんのほうからお話がありました。奥様が湯本学園の監事ということで、法人の役員でするので、そうしますと湯本保育園の案件に関しまして評価は大変申し訳ありませんが審査からは外れてもらうということをお願い致しますが、意見等はよろしく願います。会議の参加につきましてよろしく願います。

以上、選定までの経過ということで説明申し上げました。

もう1つ付け加えますと15日ですが、応募の法人からのプレゼンテーションも検討してございまして。先程15日日程について説明いたしましたけれど、もう少し説明いたします。

15日は午後、開会の予定ですが、前段30分程度において先ほど申し上げました書類審査のほうの評価をしていただきます。こちらを各委員さんに評価表の確定ということをしていただきたいと思えます。この中には専門の委員さんからも所感的なものも含めながらということを考えてございまして。それが終わりましたらそれぞれの応募の法人のほうから聴き取り審査となります。

聴き取り審査につきましては、各法人から説明をしていただきたいと思えます。それぞれ10分程度という形の中で説明をいただきたいと思えます。その後、各審査員さんからの質疑応答を考えてございまして。これも10分程度と考えてございまして。その後、聴き取り評価の評価表の点数付けをしていただきたいと思えます。これを、今回応募が4法人ござい

すので、大変申し訳ありませんが4回繰り返すという形になってございます。

いま申し上げた時間で1法人30分の目処でございまして4回で120分、2時間ということになります。その後審査点の集計作業は事務局で行いまして、当日中には各委員さんに審査点の結果発表を行わせていただきたいと思いますと考えてございます。従いまして次回はおそらく3時間超える可能性もありますので、申し訳ございませんが予めご予定のほど宜しくお願いいたします。

以上、本日と15日の日程を説明致しました。

私からは以上ですがこの後、選定審査にあたりまして、現在の公立園の運営の内容を若干、各委員さんにご説明申し上げたいと思います。

引き続きの説明で大変恐縮ですが宜しくお願いいたします。

(資料の配付)

(事務局) それでは公立保育園の保育目標・保育方針について私、藤本から説明をさせていただきますと思います。

公立保育園は公立保育園として保育所保育指針、教育委員会で策定しました花巻市就学前教育プログラム～0歳からの健やかな成長を目指して～にそった保育に取り組んでいるところです。この指針やプログラムにそって子どもの気持ちを受容し、子どもの姿から学び、保育を再構成していくようなスタンダードな保育を行っております。

保育目標、保育方針については、今お渡ししました資料の裏側に公立保育園の保育所保育課程というものを策定しております。その中で保育理念として、「心身共に健康な子供を育む」、「今を最も良く生き望ましい未来を作り出す力の基礎を培う」ということで、目指す子ども像を、先ほどお話しした0歳からの健やかな成長を目指してということ、3点目指す子ども像をつくっております。

保育の目標と、保育方針についてはほとんど保育指針にしたがって考えております。幼稚園では幼稚園教育要領というものがあります、小学校は小学校教育要領がありまして、保育所にも保育所保育指針という厚生労働省から出ています指針があり、それにしたがって運営しているところです。(資料の)元に戻っていただいて、そのことを含まえながら、では花巻市の公立保育園の特徴は何かと言われた時に、私なりに4点ほど挙げております。

最初の丸は、各年齢の発達段階、個人差、保育園は随時入所という特徴があります。幼稚園とは違って希望があった時に入ってくる子が毎月あったり、なかったりします。そういう特徴に配慮した一人一人を大切にされた保育を行うようにしています。

保育士と一対一のかかわりを大切にしながら、まず、安心して、ホッとして生活できるように保育士との関係を軸に、生活習慣を身につけて、次第に、だんだんと周りにいる人たちと同じ生活リズムに近づけていけるように考えています。ですから特に幼い0、1、2歳児は、行事や集会等の参加も制限と言いますか、状態によっていろいろです。発達や個々の状

態に合わせて行うようにしています。

3、4、5歳児、少し大きくなって幼稚園に入れるような子ども達の場合は、そうした安定した安心した関わりの中で自分をもっと伸び伸びと出せるように、というところを考えて保育しております。

次の丸ですが、子どもが主体的に環境にかかわり十分に遊び込めるような保育を考えております。環境というのは、保育とか幼稚園教諭の専門の言葉でよく使われますが、「環境とは子どもを取り巻く環境」のすべてのことです。例えば、園庭と保育室、トイレ、手洗い場、玄関、遊具などの物的環境と、職員、友達などの人的環境になります。例えば、それをお部屋の中にどんな物をおくか、どんな遊具をおくか、または園庭をどのように使ったら子ども達をもっと使えるようになるか、というように考えたり、また、保育士はどのように関わっていけば子どもがその年齢に合った、小さい子は安定を大事にしますし、大きい子であれば創造とか創り出す力とか友達と伸びていく力を育む、そういうことを考えて吟味しています。

その吟味する視点としては、保育指針に書いてありますが、子どもが自発性を引き出す環境であるか、安心安全な環境であるか、温かみ、くつろぎのある環境であるか、人とかかわる力を育てる環境であるかという視点で考えるようにしています。

子どもは、その環境に自発的にかかわり遊ぶ中で、自分以外の他者、というのは友達とか先生とかかわり成長していきます。大人が選んだ活動ではなく子どもがどのように環境にかかわっていくか見定め、それに援助する子ども主体の保育を目指しています。ですから集会、〇〇教室、イベント、お泊まり保育、合宿といいところもありますが、そのようなことはあまり取り組んでおりません。どうしてかと言うといろいろな集会やイベントや教室が子ども本来に必要なものであるか、すごく見極めますし、そういうことがたくさんあると一日の生活の流れが小刻みになってしまっていて子どもがじっくりと遊べる環境ではなくなるところです。いろいろな行事についても子どもにとって必要なものであるのかというのを職員間で話し合っていて決めています。今現在の吟味している行事数になっています。あまり大きくいろんなことをしているという訳ではありませんが、毎日の遊びが充実したものであれば「今日、保育園で楽しかったよ！こんなことをしたよ！」と伝えてくるような気持ちがいっぱいあれば子どもはすごくそこで人と関わることで学んだり、自分に自信をつけたりして成長していったらその変容をみて親は安心して保育園に信頼をもつのではないかと考えています。公立園でも〇〇教室を実施しているのが1つあります。スイミングをしております。保護者会からの要請ということで園に大きなプールを設置するのは難しいこともあって、年に10回～8回限られた数をしております、年齢もかなり上の子になってから行うようにしております。

私が1番大事にしたいことは主体的に環境に関わり…とか、子ども主体の保育というところが公立園の1番の目玉だと思います。

次には園外保育、散歩の充実です。戸外遊び、幼児の運動指針が出されるほど幼児の体力

は落ちてきています。ですから、戸外で遊ぶ時間をたっぷり取るようにしていますし、運動会ごっこや主な活動に関わることでなく、朝も早々と外で遊ぶようにしたり、夕方外で遊びながら保護者が迎えに来るのを待ったりとかができるように、職員体制が整っていればできるようにして、なるべく戸外で遊ぶようにしています。

また、園周辺の散歩も今回応募した3園とも一生懸命行っているところです。散歩をしながら自然に触れて地域の人や地域の施設に関わりながら、触れて歩くことも大切なことだと思っております。

4番目として、保育士の研修・公開保育ということで、こういう保育を支えるものとして私たち保育士は進んで研修会に参加するようにしております。また公立保育園の中で順次、公開保育を行い地域の人にも関係者の方にも見てもらいながら保育の質の向上に向けて取り組んでいるところです。

これが公立保育園の目指すところでありますので、どうぞこのことを頭におきながらご審査のほど宜しく願いいたします。以上です。

(事務局：八重樫) 少し説明が長くなりますが、事前にこちらのほうで評価をさせていただきました黒く網掛けがかかっている部分の点数をつけた部分です。色刷りになった審査表はすでに評価点が入っていると思いますが、事務局のほうで事前に付けさせていただきました。その部分で若干説明させていただきます。

評価表の1枚目につきましては、現状の法人の運営ですとか保育園の運営の関係になります。①の他に社会福祉施設事業を行っているか、という部分については他に行っている3段階の評価になります、行っていれば特に優れている、行っていない場合は劣るということで5、3、1のいずれかを付けた形になっております。今回、社会福祉事業となっておりますので保育園や老人施設ですとか障害者施設がそういうものが社会福祉事業になりますので幼稚園については該当しないということで評価を行っております。

開いていただきまして2枚目のところですが、引き継ぎ保育、移管後の保育所運営についての評価の内容になっております。こちらは公募の条件について人の保育士ですとか、そういう方の配置についても条件を付けさせていただいておりますので、こちらの評価の基準の中にある点数の他に、人の配置ができているかどうかというものを公募申込書の様式6で公募要件に適合できるか、できないかという、該当するかしないか、適合できる、できないというのを法人さんから出していただいておりますが、それも合わせて点数のほうへ反映させていただいております。

2の引き継ぎ保育についての⑮に関しましては引き継ぎ保育として3人保育士を派遣して下さい、というふうに公募の条件をつけておりますが、3人に満たない法人につきましては、この平均の経験年数による点数を5点から1点までの5段階の点数がありますけども、その点数に対して2人配置がきるよ、という場合は3を100%、1として2人配置できる場合は2/3を掛けた点数を入れております。引き継ぎ保育の保育士がいないような場合は0の評価というふうになっております。

2枚目の②の項目、0歳児の定員は何人か、という項目になっていますが0歳児を受け入れる場合には保健師か看護師の配置をして下さい、という条件を付けております。それについても配置ができないという場合、適合表でありましたのでその場合については0歳児の定員の他にも計画表にも定員が9人以上の場合は必ず置いていただくことになりますので、0歳児の定員が9人以上としている法人については、そこで看護師か保健士が配置できない場合は、この点数を付けた後に5点から1点を付けた後に0を掛けるということで後は9人から、8人、7人、6人と定員をそれぞれ設定していると思いますが、一人ごとに採点した点数に対して(0、9)(0、8)と掛けていきまして点数を付けるようにいたしました。乳児の定員を0と設定している場合は職員配置、看護師か保健師が配置になっていない場合は0から1の範囲の中で、例えば定員が8人の場合にはこの点数を付けた後に点数に対して(0、1)を掛けた数字を評価点、乳児0歳児の定員を7人としている場合には3歳児未満の定員のうち0歳児の定員を何人で見えていますか、ということで5点から1点の点数をつけていますが、点数に対して定員を7人とした場合は(0、2)を掛けた数字を評価点とするという形で、定員が少なくなっていくと掛率が上がっていくという形で評価点を付けております。今回評価した中で職員配置を「ここはして下さい」ということができないとか確認できない法人がありましたが評価ができないということで0という数字が入っているところもあります。

言葉だけでわかりづらい部分もあったと思いますが、そういう形での評価点を付けておりますので1園ごとの評価をしていく中で「この点数はなぜ」という時には具体的にお示しをしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

(1) 移管先法人候補者選定にかかる申込書の評価について

(以下 非公開)